

## 1 人権教育の推進

### (1) 学校教育における人権教育の推進

#### ■めざす姿

- ・児童生徒が、自他を認め合い、大切にしようとしている。
- ・人権について学んだことが児童生徒の態度や行動に現れ、自他の人権が守られている。

#### ■重点的に取り組む事項

##### ○教職員の資質向上

主な関係課室所：人権

###### ▶各種研修会の実施

教職員が確かな人権感覚を養い、人権に関する知識を身に付け理解を深められるよう、社会の変化を踏まえつつ研修の内容や方法の改善及び充実を図りながら、「人権教育担当教員等研修会」をはじめとした人権教育に係る研修会を実施します。

###### ▶学校における人権教育の実施促進

県立学校において、特別活動や総合的な探究の時間等を活用し、差別をなくすために生徒たちの考えを深められる授業が行えるよう、教材や学習指導案等の開発、提供を行うとともに、教員自らが積極的に研修に励み、人権に関する知識を深め指導力を高めていく仕組みづくりを推進します。

###### ▶人権教育に係る校内研修の実施促進

教職員が、人権教育に係る授業の改善や指導力・実践力の向上を図り、今日的な人権課題についての理解を深めるため、当課で実施する研修会の内容共有を推進するとともに、各学校が行う校内研修に、要請に応じて指導主事等を派遣します。

##### ○現状・課題の把握と学校支援

主な関係課室所：人権

###### ▶教育計画の改善充実の促進

人権教育に体系的に取り組むことが子どもたちの人権感覚を養う上で重要であることから、各学校に対し、昨年度実施した人権教育の全体計画や年間指導計画等の見直しと改善及び重点的に取り組む人権課題<sup>\*44</sup>を位置付けた今年度の計画を作成の上で、人権教育に組織的に取り組むよう促すとともに、各学校の取組を支援します。

###### ▶こどもの実態についての把握

人権教育が効果的に推進されるよう、人権教育の推進に関する調査や学校訪問等を通して、こどもの実態把握に努めるとともに、学校への指導・助言を行い、各学校等における人権教育の充実に努めます。

##### ○人権教育の視点を大切にした授業の改善・充実に向けた支援

主な関係課室所：人権

###### ▶こどもの自己肯定感を高める取組の推進

人権教育は全ての教育活動を通じて行うことが必要なことから、いじめや虐待等、こどもの人権に係る現状を踏まえ、各種研修会や学校訪問等を通して、人権尊重の視点に立った教科等指導、生徒指導及び学級経営等を推進します。

###### ▶授業の改善・充実に資する手法等の提供

こどもが主体的に人権学習に取り組めるよう、ペアやグループによる協働的な学習、ロールプレイングなどの間接体験、障害のある人との交流など、協力的・体験的・参加的な学習の参考となる実践事例等を提供します。

**▶ 重点的に取り組む人権課題に関する資料提供**

次の重点的に取り組む人権課題について、効果的な学習が推進されるよう、関連資料<sup>※44</sup>等の提供を行います。

- ・ こどもの人権
- ・ 高齢者の人権
- ・ 障害のある人の人権
- ・ 同和問題（部落差別）
- ・ 外国人の人権
- ・ 感染症に関する問題
- ・ インターネットによる人権侵害
- ・ 北朝鮮当局による拉致問題等
- ・ 性に関する人権

## ○ 今日の課題と好事例の情報発信と情報共有

主な関係課室所：人権**▶ 人権教育資料集等の活用促進**

人権教育の取組を広め充実させていくために、校内研修や授業実践等において活用できる県作成の指導資料集等<sup>※45</sup>を提供します。

**■ 関係資料等**

※44 重点的に取り組む人権課題&lt;ワークシート集&gt;

※45 人権教育学習プラン、人権学習パンフレット

## 1 人権教育の推進

### (2) 社会教育における人権教育の推進

#### ■めざす姿

- ・各地域において、人権教育を推進する人材が豊富にいる。
- ・人権について学ぶ機会が充実している。
- ・自己の価値観等に固執することなく、新しい価値の創造や誰もが暮らしやすい社会の形成に向けた意識や意欲が醸成されている。

#### ■重点的に取り組む事項

##### ○地域における啓発及び指導力の向上

主な関係課室所: 人権

###### ▶人権教育地方別研修会の実施

各地域の実情に即した人権課題を取り扱う研修会の実施を通して、県民の人権尊重の意識や確かな人権感覚の向上に取り組めます。

###### ▶人権教育指導者研修講座の実施

各地域における人権教育の充実に向け、人権教育指導者研修講座の実施を通じて、今日的な人権課題についての理解を深めるとともに、市町村における人権教育担当者等の指導力向上に努めます。

##### ○指導資料等の作成・活用普及

主な関係課室所: 人権

###### ▶「実践に学ぶ」※<sup>46</sup>の作成・活用普及

各地域における人権教育の充実に向けて、各市町村の取組を集約した人権教育（社会教育）指導者用資料の活用を促進します。

###### ▶人権学習パンフレット※<sup>47</sup>の活用促進

様々な人権課題について正しい理解や認識を深められるよう、保護者学級をはじめとした様々な社会教育の場における人権学習パンフレットの活用を促進します。

##### ○地域や保護者に向けた学習機会の整備

主な関係課室所: 人権

###### ▶人権問題に関する教育・啓発事業の充実

県民が人権問題に対する正しい理解や認識を深められるよう、市町村への補助事業等を活用し、地域の実情に即し、広く住民を対象とした教育・啓発事業の充実を図ります。また、各種団体や保護者等の要請に応じて研修を実施し、同和問題やこどもの人権等、様々な人権問題に対する教育・啓発を行います。

###### ▶保護者学級開設への支援

小学校及び特別支援学校小学部に在籍する児童の保護者が様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深められるよう、保護者学級の開設を支援するとともに、保護者の積極的な参加に向けた取組を促進するよう働きかけます。

##### ○障害のある人への支援・識字教育の推進

主な関係課室所: 人権

###### ▶障害者団体への事業委託

社会見学や体験型イベント等の事業を障害者団体に委託することを通して、障害のある人の自立と社会参加を支援します。

###### ▶よみかき交流会等の実施

識字学習者の学習意欲を高め、指導者の育成と指導力向上に向けた機会を提供するために、よみかき交流会等を実施し、識字教育を推進します。

■ 関係資料等

※46 実践に学ぶ

※47 人権学習パンフレット